



◀ QR がついている記事は詳細情報をウェブで公開しています

くらしの 伝言板

人の動き



8 月末現在（前月比）

人 口：4,425 人（+ 13）

男：2,155 人（+ 6）

女：2,270 人（+ 7）

世帯数：2,106 世帯（+ 10）

救急・火災



令和 7 年 1 月～8 月末

救 急：157 件

火 災： 5 件

人の
伝言
板の
動き

使用料などの納期限	
10 月 27 日	児童クラブ保育料、学校給食材料費、上下水道料金、特定公共賃貸住宅使用料、町有住宅貸付料
10 月 31 日	町営住宅使用料、定住促進住宅使用料、国民健康保険税（第 5 期）、介護保険料（普通徴収第 5 期）、後期高齢者医療保険料（第 4 期）



訓子府町民憲章

1. 自然の恵みに感謝し、美しい町をつくります。
1. 元気に働き、豊かな町をつくります。
1. きまりを守り、明るい町をつくります。
1. たがいに助け合い、楽しい町をつくります。
1. 未来に希望をいだき、文化の町をつくります。

【昭和 45 年 8 月 1 日制定】

夜間納税相談および 収納窓口開設のお知らせ

日中、仕事などの都合により、納税相談や納付に向くことが難しい方に、次のとおり夜間納税相談および収納窓口を開設します。

収納窓口では税のほか、使用料など（町に係するものに限り）も納付することができます。

○と き 10 月 8 日（水）・11 月 12 日（水）
17 時 30 分～20 時

○ところ 町民課窓口

○問合せ 町民課税窓口（☎ 47-2193）

国保税の第 5 期納期限は 10 月 31 日

国保税第 5 期分の納期限は、10 月 31 日（金）です。納期限内に忘れずに納めましょう。

納期限を過ぎた町税で、納め忘れの方は至急納入してください。

○問合せ 町民課税窓口（☎ 47-2193）

年末調整手続きの電子化のお知らせ

生命保険料控除などの控除証明書などについて電子データによる提供が可能となります。

国税庁が提供する「年調ソフト」から各種控除申告書のデータを作成しメールなどで勤務先に提出できます。

※詳細は右記 QR から国税庁ホームページ「年末調整手続の電子化に向けた取組について」をご覧ください。

○問合せ 北見税務署（☎ 23-7151）



3R の推進月間

循環型社会形成推進基本法において、有用な廃棄物は循環資源と位置付けられており、その利用と処分に当たっては、リデュース・リユース・リサイクルの順に取り組むことが重要です。

毎日の生活の中で、酒類業者や消費者の皆さんが 3R に気を配ることで容器包装の排出削減などにつながりますので、ご協力をお願いします。

※詳細は右記 QR から国税庁ホームページ「3R の推進」をご覧ください。

○問合せ 北見税務署（☎ 23-7151）



10 月は不正軽油防止強化月間

不正軽油とは、軽油に灯油や重油などを混ぜたものや重油に薬品を混ぜて脱色し軽油と偽ったものをいい、これらを製造・販売・使用することは、悪質な脱税行為として逮捕される犯罪になります。

道では、不正軽油撲滅に向けて関係機関と連携し、取り締まりをさらに強化します。

「購入した軽油を使用したら車の調子が悪くなった」「安い軽油の売り込みがあった」など、不正軽油と思われる情報がありましたら、下記にご連絡ください。また、右記 QR から通報することができます。



○問合せ

- ・不正軽油ストップ 110 番（フリーアクセス ☎ 0800-8002-110）
- ・オホーツク総合振興局北見道税事務所（北見市青葉町 6 番 6 号 ☎ 25-8684）

困ったら一人で悩まず「特設行政相談所」

行政相談委員は、毎日の暮らしの中で生じる国や特殊法人への苦情、行政の仕組みや手続きに関する相談を受け付けています。

皆さんの意見・要望などを、総務大臣から委嘱を受けた行政相談委員がお聞きして解決を図ります。

相談は無料で、秘密は固く守られます。電話でも受け付けますので、気軽にご相談ください。

■このようなことはありませんか

- ・困りごとがあるが、どこに相談して良いか分からない
- ・役場の説明や事務の取り扱いに納得できない
- ・制度や仕組みを教えてほしい など

○と き

10 月 17 日（金）13 時 30 分～15 時 30 分

○ところ 役場相談室 2（町民課横）

○相談委員 行政相談委員

清井久美子さん（西富）

○問合せ 町民課町民生活係（☎ 47-2203）



請求書の押印が省略可能に

発行責任者および担当者の氏名および連絡先（電話番号）を記載すれば、訓子府町へ提出いただく請求書への押印を省略できます。なお、これまで同様に押印がある請求書も提出可能です。

※詳細は右記 QR から町ホームページをご覧ください。

○問合せ 政策推進課財政係（☎ 47-2115）



水道の使用開始と中止の届け出を

営農用などを目的に散水栓を設置されている方に、使用期間の実態に合わせた水道料金を負担していただいています。

使用開始および使用中止に当たっては、あらかじめ町に届け出が必要です。直接役場上下水道課窓口で手続きを行うか、電話での手続きも受け付けていますので、必ず使用開始・中止時の届け出を行ってください。

転出・転居および使用者変更の場合も届け出が必要です。忘れずに行ってください。



○問合せ 上下水道課業務係（☎ 47-2118）

農家地区の水洗化事業希望を受け付け

町では、農家地区のし尿と台所・風呂・洗濯水などの生活雑排水を処理するため、各家庭に合併浄化槽を設置する「個別排水処理施設整備事業」の令和 8 年度実施希望を受け付けます。

合併浄化槽の設置と維持管理は町が行いますが、浄化槽を利用される方には受益者分担金 50 万円と毎月の使用料のほか、浄化槽にかかる電気料金も利用者負担となります。

ほかに、トイレなどの改造費や浄化槽までの排水設備工事費、浄化槽設置に支障となる庭木などの移設や既存の単独浄化槽の撤去費用などは、利用者の負担となります。

○申込期限 10 月 31 日（金）

○申込み

令和 8 年度に設置を希望される方は、お問い合わせください

※申し込み用紙は上下水道課にあります。

○問合せ

上下水道課下水道係（☎ 47-2118）

人の
伝言
板の
動き